

⑦ 高瀬川（2） <16>

七条通からJR東海道本線までの間の高瀬川及びその沿道から構成されるこの地域は、浅瀬の清流である高瀬川に沿って、緑豊かな潤いある地域独特の情緒と風情を醸す景観を形成している。こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、建築物は、道路側だけでなく、高瀬川に面した側の形態意匠に配慮するとともに、既存樹木の保全や積極的な緑化を図る。

⑧ 濠川・宇治川派流 <17>

秀吉により築城された伏見城は、東に丘陵が控え、南に巨椋池が広がり、宇治川、濠川及び宇治川派流を掘割として取り込んだ壮大なものであった。その構想は、現在の伏見の町の豊かな岸辺景観に残されている。幕末頃から藩邸が次第に酒蔵となり、現代に至る。濠川・宇治川派流沿いの酒蔵の景観は、伏見を代表する景観である。こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、建築物は道路側だけでなく、濠川・宇治川派流に面した側も形態意匠に配慮するとともに、特に河川側の既存樹木の保全や積極的な植樹により、良好な岸辺の景観の保全を図る。

【歴史的町並み地区】**⑨ 白川（岡崎・祇園） <11>**

岡崎公園南側から有済橋までの間の白川及びその沿道から構成されるこの地域は、白川や疏水の水を多彩につかった水車業や友禅染などの生業が活発におこなわれた地域であり、浅瀬のせせらぎと街路樹、一本橋（通称「行者橋」の石橋）及び河川沿いに連担して立ち並ぶ伝統的な木造建築物とが一体となった、独特の情緒と風情を醸しだす岸辺景観を形成している。また、東山を仰ぐ華頂道からは、知恩院の山門や黒門をアイストップとして眺めることができる。こうした景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本とする。

このため、建築物は、深い軒を有する日本瓦ぶき等の勾配屋根を設けることや、白川のせせらぎと調和するように、河川側の3階以上の壁面を1階の壁面より十分に後退させて、白川への圧迫感を低減することなど、伝統的な木造建築物が連担する町並みと調和させることにより、良好な岸辺景観の保全、形成を図る。また、一本橋南側の華頂道周辺の建築物については、知恩院の山門及び塔頭の土塀等との調和に配慮した形態意匠とすることにより、歴史的な町並み景観の保全を図る。

⑩ 鴨川西（2） <61>

二条通から五条通までの鴨川の西岸（先斗町を除く。）に位置するこの地域は、江戸時代の鴨川改修に伴い整備された場所である。鴨川に面して、日本瓦ぶきの勾配屋根を有する伝統的な木造建築物が立ち並び、夏には店々から鴨川に納涼床が設けられる様が、地域独特の情緒と風情を醸す景観を形成している。こうした地域の景観特性を継承することを、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、建築物は、深い軒を有する日本瓦ぶき等の勾配屋根を設け、河川側の3階以

上の壁面を1階の壁面より十分に後退させることにより、町並みの連続性及び河川の広がりある空間と調和した岸辺空間を維持する。河川に面する外壁等については、岸辺の風情を維持するため、歴史的な町並みや周囲の景観との調和に配慮する。また、先斗町等の伝統的な木造建築物との連続性を維持するため、河川側に空地を設ける場合は、鴨川沿いに、町並みの連担性に配慮した垣又は柵等を設置することにより、良好な岸辺景観の保全を図る。

⑪ 高瀬川（1）<62>

二条通から七条通までの間の高瀬川及びその沿道から構成されるこの地域は、高瀬川に面して旅館、料亭や伝統的な木造建築物が連担して立ち並び、高瀬川のせせらぎと、桜並木の街路樹が一体となり、賑わいの中に岸辺の風情が混在する独特の景観を形成している。こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、建築物は、深い軒を有する日本瓦ぶき等の勾配屋根を設け、河川側の3階以上の壁面を1階の壁面より十分に後退させることにより、高瀬川への圧迫感を低減し、伝統的な木造建築物が連担する町並みと調和させることにより、この地域の風情ある岸辺景観の保全・再生を図る。

④ 旧市街地型美観地区

旧市街地型美観地区は、伝統文化や生活文化により培われた京町家を残す趣のある旧市街地にありながら、現代の都市活動が展開している地区である。このため、京町家を中心とする和風を基調とした町並みを尊重しつつ、現代建築物が共存する景観を形成することを、この地区的景観形成の基本方針とする。

このためこの地区において、低層の建築物は、京町家と調和するよう、原則として、日本瓦又は、金属板ぶきによる軒の出を深く設けた特定勾配屋根とし、3階以上の壁面を1階の壁面より十分に後退する。また、中高層建築物についても、日本瓦又は金属板ぶきによる軒の出を深く設けた勾配屋根や屋上緑化など良好な屋上景観の形成を誘導する。道路に面して駐車場等の解放された空地を設ける場合は、周囲の景観に調和した門又は塀を設置することにより、通りの連続した景観を維持する。

さらに、植栽を施した中庭を設ける等、相隣環境への配慮や都市緑化に寄与するように誘導を図る。

① 西陣 <18>

西陣地域は、北大路通の南側から丸太町通の北側まで、西大路通から堀川通に囲まれた地域に加え、今出川通以北の小川一体を含む広大な地域（沿道型美観形成地区及び歴史遺産型美観地区等を除く）から構成される。

西陣地域には、北野天満宮や平野神社をはじめ、高密度な市街地のなかの各所に社寺が立ち、境内の縁がオアシス的な役割を果たすとともに、通りから望見できる豊かな社叢や樹木が、町並み景観上のアクセントとなっている。

また、これらの地域には、土間などを織場とした住宅である織屋建の特徴的な京町家が

多く残る。

さらに、今出川通以北の小川の周辺において、本法寺や妙顕寺、千本中立売以東の淨福寺通周辺には、淨福寺などの寺院が集積しているため、通りから多くの伽藍や土塀等を見通すことができ、京町家と一体となった歴史的な町並みを形成している。こうした京町家や社寺等の歴史的建造物や緑とが調和する景観特性を継承することを、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、建築物は勾配屋根を設け、道路に面して空地を設ける場合は門や塀、生垣等を設置すること等により、京町家や社寺との連続性に配慮し、町並み景観の保全、創出を図る。

② 御所周辺 <19>

御所周辺地域は、緑豊かな御所の周囲を取り囲む地域から構成される。今出川通、堀川通及び丸太町通に囲まれた御所西側の地域には京都府庁、御所北側の烏丸通、紫明通及び賀茂川に囲まれた地域には、同志社大学や相国寺が、旧市街地景観を色濃く残し、これらの近代建築物や寺院の堂宇が景観に重厚さを与えており、また、この地域の各所から、御所や相国寺、上御靈神社などの豊かな緑を垣間見ることができる。さらに、寺町通沿いには、数多くの寺院が連携しており、地域の歴史的な町並みを特徴づけている。こうした景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、勾配屋根の和風基調の外観とし、落ち着きのある町並み景観を形成するとともに、御所や社寺の緑と調和するよう積極的に敷地内の緑化を図る。現代建築物については、周囲の歴史的建造物や京町家に調和した形態意匠とすることにより、落ち着きのある町並み景観を保全する。

③ 鴨東 <20>

鴨東地域は、主に岡崎疏水の南、鴨川の東、東大路から西、九条通から北の地域で京町家を中心とした歴史的な町並みを多く残す地域である。鴨東地域は、早くから市街化していたところであり、細街路や袋路が多く、長屋を含む数多くの京町家が残るほか、現在でも祇園や宮川町の茶屋町や新門前の骨董屋街等、特徴的な町並みを形成している。

西寺町通の沿道周辺には、寂光寺などの広大な敷地と伽藍を有する寺院が集積し、歴史的な町並みを形成している。

また、六波羅蜜寺や六道珍皇寺等の庶民仏教の寺院や建仁寺のほか、東山七条周辺では、三十三間堂、智積院等の大寺院、緑豊かな豊國神社が立ち、東山が間近に迫る風情のある景観を形成している。特に建仁寺周辺では、土塀に囲まれた建仁寺のゆったりとした境内空間と六波羅から祇園につながる高密度な市街地とが巧みな均衡を作り出している。

こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、建築物は勾配屋根を設け、道路に面して空地を設ける場合は門や塀を設置するなど、京町家や社寺と調和した町並み景観の保全、創出を図る。

④ 鴨川 <21>

鴨川地域は、葵橋から団栗橋までの間の鴨川と河原町通に挟まれた歴史的な町並みを比較的良く残す地域である。この鴨川地域に建つ中高層建築物は、特に鴨川から眺める際に、岸辺沿いの建築物の背後に見えるため、景観上の整備が求められる。特に、鴨川東岸から見た先斗町の町並みは、京都を代表する景観であるため、先斗町の背後に位置する建築物の整備にあっては、繁華街からの華やぎや活力を維持しながら、鴨川東岸からの眺望や周囲の町並みに配慮することを、この地域の景観形成の基本方針とする。

この地域における建築物等は、鴨川に面した夏の納涼床と先斗町の伝統的木造建築物の景観を阻害しないよう鴨川に面する外壁面については、形態意匠に配慮する。特に、スカイラインを阻害する塔屋や設備機器、屋外階段のデザインや設置位置等に配慮する。

⑤ 二条城周辺 <22>

この地域は、二条城を取り囲むように、北は丸太町通、東は烏丸通、西は二条城歴史遺産型美観地区、南は御池通により囲まれた地域と、二条城歴史遺産型美観地区の南、千本通、後院通、大宮通、堀川通、松原通に囲まれた地域により構成される。

この地域においては、京町家から構成される歴史的な町並みを基調とし、二条城に向かう街路からは、二条城の大きな樹木や石垣又は櫓等を垣間見ることができる開放的で明るい景観が特長である。また、堀川沿いには、手描き友禅の工房を中心とした職住共存の京町家を中心とした町並みが残されており、堀川の沿道景観と融合して良好な景観を形成している。また、姉小路通以南の大宮通や神泉苑通の周辺では、光明院などの広大な敷地を有する寺院が集積し、それらの伽藍や土塀が歴史的な町並みを形成している。こうした景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、二条城の樹木や石垣又は櫓等を眺めることができる街路景観を保全するとともに、建築物にあっては、道路等の公共用空地に面する外壁面は、和風意匠のデザインを生かした外観意匠を取り入れるよう誘導し、京町家や社寺と調和した町並み景観の保全、創出を図る。

⑥ 職住共存（1）<23>

職住共存（1）地域は、歴史的都心地区の一部であり、河原町通、烏丸通及び堀川通の南北の幹線道路と、御池通、四条通及び五条通の東西の幹線道路に囲まれた内部地区、及び御所南街区から構成される。

近世にはすでに染工、木工及び金工等の多様な業種の工房とその職人が居住しており、今日でも室町通、新町通を中心とする繊維関係の問屋街、夷川通の家具屋街、さらには万寿寺通の仏壇・仏具を商う店舗等を残す。この地域は、商業・業務施設と住居が共存するいわゆる職住共存の京町家が連担する町並み景観を継承することを、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、1、2階にあっては、京都の商家によって育まれてきた和風意匠を取り入れることにより、新と旧とが調和した景観の形成を目指す。

また、烏丸通以東の高辻通には、広大な敷地と伽藍を有する仏光寺とその塔頭によっ

て歴史的な町並みを形成しているため、その周辺部においては、歴史的資産と調和した町並み景観の保全、創出を図る。

⑦ 職住共存（2）<24>

職住共存（2）地域は、歴史的都心地区の一部であり、河原町通、烏丸通、堀川通の南北の幹線道路と、御池通、四条通、五条通の東西の幹線道路に囲まれた街区のうち、職住共存（1）地域を除いた地域である。

職住共存（1）地域と同様に、職住共存の京町家が連担する町並み景観を形成しているが、職住共存（1）地域と比べて上記6本の幹線道路に近接しているため、業務及び共同住宅等の中高層建築物への建て替えが著しい。このため、職住共存（1）地域及び幹線道路との景観上の連続性に配慮し、町並み景観を特徴づけている京町家や商家と調和する、職住共存の市街地景観の形成を、この地域の景観形成の基本方針とする。

⑧ 本願寺周辺 <25>

この地域は、両本願寺の寺内町の一部及び島原から構成される。この地域一帯は、大伽藍を持つ西本願寺・東本願寺を中心として、寺内町として発展した。両本願寺の寺内町では、仏壇・仏具・人形等の地場産業の生産と販売を兼ねた店舗や参拝者宿坊である和風旅館が軒を連ねている。両本願寺の大屋根と涉成園の緑地空間や存在感のある土塀は、地域のランドマークであるとともに、京都を代表する景観である。また、島原には、芸能と文芸の発展に寄与した日本のもてなし文化の粋が残されている。島原はすでに住宅に建て替わっているものも多いが、通りに面して豪壮な格子を構える角屋や輪違屋及び島原大門が花街の名残を残している。こうした両本願寺や島原の特色ある風情を継承することを、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、建築物は勾配屋根を設け、道路に面して空地を設ける場合は門や塀を設置するなど、京町家や社寺と調和した町並み景観の保全、創出を図る。

⑨ 伏見 <26>

伏見地域は、豊臣秀吉が桃山丘陵に城郭を築くとともに開かれた城下町である。

伏見の町並み景観は、濠川や宇治川派流の水辺景観と町家や酒蔵等の歴史的な建造物とが一体となって良好な景観を形成している。旧市街地では、点在する社寺や酒蔵が、店舗等を兼ねた京町家を基調とした連続する町並みにアクセントと快いリズム感を与え、これらが一体となって賑わいのある景観を形成している。

さらに、大手筋周辺では現在でも活気ある商店街が形成され、地区特有の賑わいのある雰囲気を醸し出している。一方で、御香宮神社周辺においては、御香宮神社の縁と土塀、鳥居などによって、特徴的な町並みを形成している。こうした町家や酒蔵からなる町並みや近代的な商店街、社寺が融和する景観特性の継承を、この地域の景観の形成の基本方針とする。

(5) 歴史遺産型美観地区

歴史遺産型美観地区は、主に市街地にある世界遺産等の歴史的資産及びその周辺から構成

される。また、特色ある景観を保全、修景する必要がある地域として指定した歴史的景観保全修景地区を含む。この地区は、世界遺産等の歴史的資産や伝統的な町並み景観との調和に重点をおき、建築物の高さを抑えた中低層の建築物からなる町並み景観を形成することを、この地区的景観形成の基本方針とする。

このため、建築物は、日本瓦又は銅板ぶき（これらと同等の風情を有するもの。）の特定勾配屋根とし、軒の出を深く設けることにより、落ち着きのある和風基調の町並み景観を保全する。また、できる限り道路側に建築物を誘導し、道路側に空地を設ける場合は門又は屏等を設ける等、軒の連なりを継承することにより、この地区的景観の特徴である通り景観を保全する。さらに、3階以上の壁面を1階の壁面より十分に後退させることにより、この地区的景観の基調となる京町家等の歴史的な町並みとの連続性を維持するとともに、植栽を施した中庭を設ける等、京町家の様式の継承及び都市緑化に寄与するように誘導を図る。」

また、地区内の幹線道路の沿道では、周囲の歴史的資産や町並みに配慮し、かつ、沿道ごとの景観特性を生かして、良好な景観を形成する。

① 下鴨神社周辺 (1) <27>

下鴨神社周辺地域は、京都の産土神である賀茂御祖神社（下鴨神社）周辺と、賀茂川及び高野川の風致地区に挟まれた地域であり、かつての社家町や、昭和初期に形成された住宅地等からなる。また、洛北に通じる幹線道路である下鴨本通沿いは、下鴨神社の社叢である糺ノ森の緑を背景として、端正な通り景観を形成している。こうした景観特性の継承を、この地区的景観形成の基本方針とする。

このため住宅地は、下鴨神社の社叢の緑と呼応するよう、生垣を設ける等、植栽に特段の配慮を行うものとする。また、公共用空地に面する外壁面については、3階以上の壁面を1階の壁面より十分に後退させ、周囲への圧迫感を低減させるとともに、日本瓦ぶき等の勾配屋根を有する和風基調の住宅地の保全を図る。さらに、街道に面した京町家等の歴史的建造物が連なる地域については、壁面を揃える等、地域の景観特性に配慮した景観を保全する。

② 御所 <28>

御所及びその周辺からなる御所地域一帯は、御所の緑が景観上重要な構成要素となっている。御所を取り囲む沿道には同志社大学など、格調ある建築物と手入れの行き届いた植栽が施され、まとまりのある景観を形成しており、相国寺や梨木神社などの社寺の樹木や社叢も含め、御所の緑と呼応して良好な景観を形成している。

こうした景観特性の継承を、この地区的景観形成の基本方針とする。

このため、御所に面した敷地にあっては、御所の緑と調和するよう生垣を設ける等、植栽に特段の配慮をする。また、道路に面する外壁面については、3階以上の壁面を1階の壁面から後退させるほか、空地を十分に設け、生垣等を設けるようにする等、緑豊かな景観の保全、形成を図る。さらに、建築物については、勾配屋根に日本瓦ぶき等とする等、和風意匠を取り入れることにより、風格ある景観形成を図る。

また、今出川通、烏丸通、丸太町通及び河原町通の沿道では、周囲の歴史的資産や町並みに配慮し、かつ、沿道ごとの景観特性を生かして、良好な景観を形成する。

③ 二条城 <29>

二条城地域は、世界遺産として登録された二条城及びその周辺から構成される。

二条城の南には、平安京の禁苑であった神泉苑や近世の陣屋遺構である二条陣屋を残し、歴史的景観を彩っている。一方、堀川通を挟んで二条城の東には高層ホテルが立地し、西側には所司代屋敷の跡地に学校等の公共施設が立ち、新旧共存した変化ある景観を形成している。これらの歴史的資産を保全し、それを生かした都市景観の保全、形成を図ることをこの地域の景観形成の基本方針とする。

このため、二条城に面する建築物については、二条城の明るい色調の石垣や緑と調和するように配慮し、その他の地域においては、町並みの基調となっている京町家と調和させるとともに、日本瓦等の特定勾配屋根を設ける等、世界遺産周辺にふさわしい歴史的景観の保全を図る。

また、堀川通、押小路通（堀川通以西）及び御池通（堀川通以東）の沿道では、周囲の歴史的資産や町並みに配慮し、かつ、沿道ごとの景観特性を生かして、良好な景観を形成する。

④ 祇園・清水寺周辺 <31>

祇園・清水寺周辺地域は、八坂ノ塔（法觀寺）、高台寺、建仁寺、八坂神社等の由緒ある社寺建築物と産寧坂、二年坂の石段と折れ曲がった石畳の坂道、五条坂、ちゃわん坂、清水坂（松原通）等の道に沿って立ち並ぶ京町家からなる町並みや周辺に集積する寺院の伽藍や土塀、沿道の石積擁壁などにより、通りごとに特性が異なる景観が融合している。江戸時代から明治時代にかけて建てられた京町家を残す産寧坂や大正時代に住宅地として開発された石塀小路は、伝統的建造物群保存地区に指定し、歴史的風景の保全に努める。こうした景観特性を継承することをこの地域の景観形成の基本方針とする。

建築物は、それぞれに趣のある伝統的な店舗を構え、京町家の伝統を生かした趣の異なる特性を呈している。このため、道路に面する3階以上の外壁面を、1階の外壁面より十分に後退させることにより、2階建を基本とした京町家の町並み景観との連続性を維持する。また、日本瓦ぶきの特定勾配の屋根とし、真壁造、格子戸等の和風意匠を継承したデザインを取り入れることにより、京町家や社寺等が融和する歴史的町並み景観に配慮した景観の整備を行う。さらに、数寄屋造や民家の様式も適切に取り入れ、多様であるが統一感のある町並み景観を形成する。

⑤ 本願寺 <32>

本願寺地域は、大伽藍を持つ東・西本願寺と涉成園及びその周辺から構成され、寺内町及び門前町として発展した地域である。

両本願寺の寺内町には、仏壇・仏具・人形等の地場産業の生産と販売を兼ねた店舗及び参拝者宿坊である和風旅館が軒を連ねている。こうした地域の景観特性の継承を、この地

域の景観形成の基本方針とする。

このため、両本願寺に面する建築物にあっては、重厚な本願寺の建築物と調和するよう和風を基調とするとともに、存在感のある門や築地塀等との連続性に配慮するなど、寺内町の風情を保全するよう誘導する。その他の敷地においては、町並みの基調となっている京町家との調和を図るため、日本瓦ぶきの特定勾配屋根を基調とし、低層階に格子等の和風意匠を継承した外観に配慮することにより、寺内町の雰囲気を継承する落ち着きのある町並み景観の保全を図る。

また、鳥丸通及び堀川通の沿道では、周囲の歴史的資産や町並みに配慮し、かつ、沿道ごとの景観特性を生かして、良好な景観を形成する。

⑥ 東寺 <33>

東寺地域は、東寺及びその周辺の市街地から構成され、東寺の門前町として発展してきた地域である。広大な東寺の寺域を取り囲む築地塀越しに見える木造建築の堂宇や五重塔の姿は、京都を代表する風景の一つである。こうした景観特性を継承することを、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため建築物は、門前町の風情の保全に配慮するとともに、東寺に面する敷地にあっては、築地塀や五重の塔、金堂等の大規模な木造建築物に配慮した和風基調の町並みを保全、創出し、その他の敷地においては、町並みの基調となっている京町家との調和を図るため、日本瓦又は銅板ぶきの特定勾配屋根を設け、低層階に格子等の和風意匠を継承したデザインを取り入れる等、門前町の雰囲気を継承した落ち着きのある町並み景観の保全、創出を図る。

また、九条通の沿道では、周囲の歴史的資産や町並みに配慮し、かつ、九条通沿道の景観特性を生かして、良好な景観を形成する。

⑦ 祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区 <34>

「第5 市街地景観の良好な景観に関する地区別の詳細な方針 2 歴史的景観保全修景地区（1）祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区」に定める。

⑧ 祇園町南歴史的景観保全修景地区 <35>

「第5 市街地景観の良好な景観に関する地区別の詳細な方針 2 歴史的景観保全修景地区（2）祇園町南歴史的景観保全修景地区」に定める。

⑨ 上京小川歴史的景観保全修景地区 <36>

「第5 市街地景観の良好な景観に関する地区別の詳細な方針 2 歴史的景観保全修景地区（3）上京小川歴史的景観保全修景地区」に定める。

⑩ 伏見南浜界わい景観整備地区 <37>

「第5 市街地景観の良好な景観に関する地区別の詳細な方針 3 界わい景観整備地区（1）伏見南浜界わい景観整備地区」に定める。

⑪ 三条通界わい景観整備地区 <38>

「第5 市街地景観の良好な景観に関する地区別の詳細な方針 3 界わい景観整備

地区（2）三条通界わい景観整備地区」に定める。

⑫ 上賀茂郷界わい景観整備地区 <39>

「第5 市街地景観の良好な景観に関する地区別の詳細な方針 3 界わい景観整備

地区（3）上賀茂郷界わい景観整備地区」に定める。

⑬ 千両ヶ辻界わい景観整備地区 <40>

「第5 市街地景観の良好な景観に関する地区別の詳細な方針 3 界わい景観整備

地区（4）千両ヶ辻界わい景観整備地区」に定める。

⑭ 上京北野界わい景観整備地区 <41>

「第5 市街地景観の良好な景観に関する地区別の詳細な方針 3 界わい景観整備

地区（5）上京北野界わい景観整備地区」に定める。

⑮ 西京桙原界わい景観整備地区 <42>

「第5 市街地景観の良好な景観に関する地区別の詳細な方針 3 界わい景観整備

地区（6）西京桙原界わい景観整備地区」に定める。

⑯ 本願寺・東寺界わい景観整備区 <43>

「第5 市街地景観の良好な景観に関する地区別の詳細な方針 3 界わい景観整備

地区（7）本願寺・東寺界わい景観整備地区」に定める。

⑰ 先斗町界わい景観整備地区 <30>

「第5 市街地景観の良好な景観に関する地区別の詳細な方針 3 界わい景観整備

地区（8）先斗町界わい景観整備地区」に定める。

(6) 沿道型美観地区

沿道型美観地区は、歴史的市街地における沿道景観にふさわしい、通りごとの特性を踏まえた、まとまりのある沿道景観の保全、形成を図る。この地区は、歴史的市街地内を東西・南北に走る幹線道路から構成され、田の字地区の幹線道路を含む。

沿道ごとの景観特性を生かして、良好な景観を形成することを、この地区の景観形成の基本方針とする。

この地区においては、高層建築物が建つことをかんがみ、沿道の圧迫感を低減するために、低層部に石貼り等の自然素材を用いる等、落ち着きある歩行者空間を確保する。また、屋根については、低・中層建築物は勾配屋根又は勾配屋根に類似した目隠しルーバー等を有する良好な屋上景観を形成することとし、高層建築物は、それらの基準に加え、外壁上部に水平線を強調する庇状のものを設けることにより、スカイラインを整える。さらに、壁面についても、突出物を設げず、インナーバルコニーとする等、壁面を整えることに努めることにより、高層建築物が連担しつつも、整然とした沿道景観の保全・創出を図る。

【都心部幹線地区】

① 御池通 <44>

御池通地域は、木屋町通から堀川通までの御池通及びその沿道（二条城歴史遺産型美観地区内の御池通を除く。）から構成される。御池通は、第二次世界大戦時、防火帯として

沿道にあった家屋等が強制疎開され、拡張された道路であり、その跡地に、50メートルの都市計画道路として整備されたものである。平成15年6月には街路整備事業が完了し、現在では、都心部のシンボルロードとして機能している。

また、御池通は、祇園祭や時代祭の巡行路でもあり、都市の祝祭空間のみならず、東山、西山への眺望を享受することができる京都を代表する幹線道路である。その主要幹線道路沿道に建つ高層建築物については、高さ等を揃えるように努め、統一感のあるスカイラインの形成を図る。

なお、木屋町通から堀川通の間については、「御池通沿道景観形成地区 沿道景観形成計画」を策定し、道路の整備と一体となった市街地景観の整備を進めている。

良好な景観の形成に関する詳細な方針については、「第5 市街地景観の整備に関する地区別方針 4 道路の整備と一体となった市街地景観の整備」に定める。

② 四条通 <45>

四条通地域は、木屋町通西側から大宮通までの四条通及びその沿道から構成される。四条通は、京都の中心的な幹線道路であり、祇園祭の山鉾が巡行する道路でもある。商店街やビジネス街等、エリアによって様々な性格を有し、京都で最も人通りの多い道路のひとつである。また、四条通沿道から東山方面を眺める八坂神社を点景とする東山への眺望景観は、京都らしい通り景観といえる。こうした景観の特性を継承することを、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、四条通に面する建築物の外壁面の位置をできる限り道路境界から後退させ、さらに1,2階の壁面を十分に後退させることにより、ショーウィンドー等を設置する等、魅力ある歩行者空間を確保するよう誘導を図る。

また、沿道の商業施設により、東山への眺望を阻害されることがないよう、沿道の建築物の色彩に配慮し、屋上、塔屋等の形態意匠に配慮する等により屋上景観の整備に努める。さらに、幕掛け等の祭事の演出装置にも配慮することにより、良好な沿道景観の保全、創出を図る。

③ 五条通(1) <46>

五条通は、東山の大谷本廟から歴史的市街地を西へ貫く大動脈で、戦時中の強制疎開により50メートルの広い幅員を有する道路となった。鴨川以東の沿道には、清水焼の店舗等が並び、烏丸通にかけて南側に寺院が立ち並んでいる。また、清水寺を点景とする五条通から東山への眺望は、京都らしい通り景観である。こうした地域の景観特性の形成をこの地域の景観形成の基本方針とする。

このため、五条通に面する建築物の外壁面の位置をできる限り道路境界から後退させ、さらに、1,2階の壁面を十分に後退させることにより、ショーウィンドーを設置する等、魅力ある歩行者空間を確保するよう積極的に誘導を図る。また、沿道の商業施設により東山への眺望を阻害されることがないよう、建築物の色彩、屋上、塔屋等の形態意匠に配慮する等により屋上景観の整備に努める。

④ 河原町通 <47>

河原町通地域は、御池通から六条通北側までの河原町通及びその沿線から構成される。河原町通は、秀吉が築いた御土居の外側に沿って開かれた道である。今日では、京都で最も賑わいのある繁華街であり、交通の要衝にもなっている。賑わいのある、歩いて楽しい通り景観を形成することを、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため建築物の外壁の位置はできる限り道路境界から後退させ、1、2階の壁面を、十分に後退することにより、魅力ある歩行者空間の確保や、通りに面してショーウインドー等の設置を積極的に誘導し、賑わいのある歩行者空間の形成及び夜間景観の賑わいの創出を図る。

また、まとまりのある町並み景観を形成するため、周囲の建築物とできる限り色彩を統一するとともに、屋上、塔屋等に配慮した屋上景観の整備等に努める。さらに、祇園祭の巡回路にかんがみ、幕掛け等の祭事の演出装置にも配慮することにより、沿道景観の保全、創出を図る。

⑤ 烏丸通 <48>

烏丸通地域は、竹屋町南側から鍵屋町通の間の烏丸通及びその沿道から構成される。平安京の烏丸小路にあたる烏丸通は、大正期に御所と京都駅を結ぶ道路として拡幅され、銀行建築等、近代建築物が立ち並ぶ京都随一の格調ある通り景観である。さらに、地下鉄烏丸線が開通し、交通機能が強化されたことにより、業務集積だけでなくホテルや物販施設等、賑わい施設が増え、賑わいのある通りが形成されつつある。こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

沿道に残る銀行等の歴史的な建築物の保存を図るとともに、地域の景観の特性を継承し、格調高い建築デザインを採用する。道路に面した建築物の外壁面は道路境界から後退させ、さらに1、2階の壁面を十分に後退する等、魅力ある歩行者空間を確保するよう誘導する。沿道に建つ高層建築物については、高さ等を揃えるように努め、統一感のあるスカイラインの形成を図る。

また、良好な歩行者空間を確保するとともに、夜間景観等の整備に努める。

⑥ 堀川通 <49>

堀川通地域は、紫明通から六条通の間の堀川通及びその沿線（二条城歴史遺産型美観地区内を除く。）から構成される。堀川通は京都の中心部を南北に貫く主要道路のひとつであり、正確には堀川の東側を東堀川通、西側の幹線道路を堀川通と称する。堀川通は、終戦際に空襲対策の火除け地として拡幅され、戦後50メートル道路として整備されたものであり、現在の堀川通の沿道には、高層の共同住宅が立ち並ぶ。一方、堀川寺ノ内周辺では、本法寺などの広大な敷地と伽藍を有する寺院とその塔頭により、特徴的な町並みを形成している。また、近年、堀川通沿いを流れる堀川にせせらぎを戻す整備が完了している。こうした堀川の水辺と沿道の社寺や樹木等の景観特性を生かして、良好な沿道景観の保全、創出を図ることを、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、今出川通から丸太町通の間の東堀川通に面する建築物については、4階以上の壁面を3階以下の壁面より十分に後退させることにより、圧迫感を低減し、良好な水辺景観の保全、創出を図る。また、紫明通から寺ノ内通の間の堀川通に面する建築物については、社寺等の歴史的な建造物に配慮する。

【三条通地区】

⑦ 三条通 <50>

三条通地区は、蹴上から三条大橋間の三条通から構成される。東海道の起終点である三条大橋以東、蹴上までの間の三条通沿道には店舗や旅館などが連なり、旧街道の名残を現在に伝える。特に、東大路以東は、伝統的木造建築物やホテルが連なり、蹴上発電所やインクラインなどの近代化遺産を残す。この通りにあっては、沿道の社寺、或はインクラインなどの近代化遺産越しに東山の山並みを眺望することができ、東山との距離を忘れさせる場所が数多く残されている。こうした地域の景観特性の継承を、この地区の景観形成の基本方針とする。

このため、沿道に面した建築物等は高さを押さえ、京都らしい繊細で洗練された勾配屋根を持つ和風意匠による通り景観の保全に配慮する。

2 美観形成地区における良好な景観の創出に関する地域別方針

(1) 市街地型美観形成地区

この地区は、歴史的市街地内にあり、昭和初期にすでに市街地が形成されていた地域であり、京都らしい繊細で洗練された意匠を継承した新たな建築を誘導する。

① 小山 <51>

小山地域は、賀茂川、北大路通、紫明通及び堀川通に囲まれた地域であり、市電が開通してからは、閑静な住宅地として整備されていった。また、大谷大学、京都教育大学付属小・中学校等の教育施設等が集積する文教地区でもある。

このため敷地には、門、塀又は生垣等を設置することにより、連続した落ち着きのある町並み景観の形成を図るとともに、紫明通に面する建築物については、紫明通の街路樹と調和するように、屋上景観等の整備に努めることにより、魅力的な街路景観の形成を図る。

② 高野 <52>

高野地域は、高野川、北大路通、御蔭通、東大路通に囲まれた地域である。古くは大原道（鯖街道）沿いに民家が点在していたが、昭和初期に京都市に編入され、市電が開通してからは、閑静な住宅地として整備されていった。東大路通に面して立地していた旧鐘淵紡績の工場敷地は、現在、UR都市再生機構（当時の日本住宅公団）の東大路高野団地として整備されている。この団地には、中高層建築物が混在しているが、敷地には空地が十分取られ、効果的に植栽されているため、周囲への圧迫感を低減している典型的な例である。植栽をはじめ、京都らしい繊細で洗練された形態意匠を現代建築に生かすとともに、屋上景観等の整備に努めることにより、良好な市街地景観の創出を図る。

③ 西ノ京 <53>

西ノ京地域は、丸太町通、千本通、御池通及び西大路通で囲まれた地域であり、昭和初期に西大路通が完成し、市電が開通してから、その沿道が急速に市街地化され、中小の工場の進出により、製造の拠点ともなっている。

このため、建築物は、住工の共存を図るために、敷地周囲に十分な空地を設け、植栽を誘導するとともに、建築物の色彩の配慮や屋上景観等の整備に努めることにより、新しい市街地景観の創出を図る。

④ 壬生・朱雀 <54>

御池通、千本通、島原（本願寺周辺美観地区）の北及び五条通、西大路通に囲まれた地域と、堀川通と大宮通の間の五条通の南北の地域から構成される。

西ノ京と同様に、大正期以降に徐々に市街化し、壬生寺等の史跡や京町家等を残す歴史的な町並みの中に、中小の工場が建築された工業と住宅が共存した地域である。

大宮通以西の綾小路通及び仏光寺通周辺には、壬生寺以外にも寺院が集積しており、通りから寺院の伽藍のほか、門や土塀等を見ることができる。坊城通は、八木邸などの幕末の舞台となった史跡の土塀や壬生寺本堂の大屋根等によって、風情ある景観を特徴づけている。同時に、これらの歴史的資産と京町家とが一体となった歴史的な町並みが形成

されており、特に綾小路通は、壬生寺に向かう細街路であるが、通りに沿って京町家が連担して立ち並んでいる。

このため、この地域の建築物は、通りの景観特性に応じて、京町家や社寺の歴史的町並みを残す地域においては、外観に和風意匠等を取り入れるなど歴史的な町並み景観の形成を図り、その他の地域は、屋上景観等の整備に努め、良好な市街地景観の創出を図る。

⑤ 京都駅周辺 <55>

京都駅周辺地域は、北を両本能寺周辺の旧市街地型美観地区、東を鴨川西の岸辺型美観地区及び鴨東地区の旧市街地型美観地区、南を九条通、西を堀川通に囲まれた地域から、塩小路通と八条通に挟まれた京都駅一帯、堀川通、烏丸通、河原町通、七条通及び九条通の沿道型美観形成地区を除いた地域で構成される。京都の玄関口の周辺として、利便性を求めてホテルや共同住宅等が立ち並ぶ現代的な都市景観を構成している。

このため、この地域における建築物等は、歴史都市・京都の玄関口の周辺地域にふさわしい、建築物の色彩、屋上景観等の整備に努め、格調高いデザインとともに、京都らしい洗練された形態意匠の建築物とすることにより、良好な市街地景観の創出を図る。

⑥ 西七条・唐橋 <56>

この地域は、北を五条通及び本願寺周辺旧市街地型美観地区、西を西大路通、南を九条通、東を堀川通西側に囲まれた地域（本願寺歴史的遺産型美観地区を除く。）から構成され、当該地域内には、リサーチパークや中央卸売市場などの大規模公益施設を有するとともに、活気溢れる下町の風情を醸し出している。また、羅城門や西寺跡等の史跡にも恵まれている。

このため、この地域の建築物等は、通りの景観特性に応じて、京町家等の歴史的町並みを残す地域においては、外観に和風意匠等を取り入れるなどして歴史的な町並み景観の形成を図り、その他の地域は、屋上景観等の整備に努め、良好な市街地景観の創出を図る。

(2) 沿道型美観形成地区

沿道型美観形成地区は、歴史的市街地内にあるが、土地利用上、中高層建築物が多く、京都にふさわしい新たなデザイン建築物を誘導することにより、良好な沿道の町並み景観を形成する。

低層の建築物については、勾配屋根を基本として、地域の景観特性を踏まえ、良好な屋上景観の形成を図るものとする。また、中高層建築物については、勾配屋根又は勾配屋根に類似した目隠しルーバー等を有する良好な屋上景観とすることにより、京都らしい落ち着きのある通り景観の形成を図る。さらに、高層建築物はそれらの基準に加え、外壁上部に水平線を強調する庇状のものを設けることにより、スカイラインを整える。

【幹線地区】

① 北山・白川通 <57>

北山・白川通地域は、白川通から北山大橋の間の北山通及びその沿道から構成される。北山通は、昭和30年以降に整備された都市計画道路であり、沿道には府立植物園、府立

総合資料館及び京都コンサートホール等の文化施設と京都ノートルダム女子大学などがあり、この間には瀟洒な飲食店や物販店が立ち並んでいる。

北山通を東行する際には、比叡山の遠望を楽しむことができ、さらに、北側は妙法を間近に眺めることができる。

このため、この地域における建築物は、地域の景観特性に調和させるとともに、屋上景観等の整備に努め、良好な通り景観を創出する。

② 西大路・北大路通 <58>

西大路・北大路通地域は、北大路通から円町までの西大路通とその沿道及び大徳寺前から西大路通までの北大路通とその沿道から構成される。西大路通及び北大路通は、昭和初期に中心市街地を囲む環状道路として計画された幹線道路である。特に、北大路通の沿道には、大徳寺や船岡山等の観光名所があり、西行すると左大文字を眺望することができる。北大路通から連続する西大路通の北部の沿道には金閣寺や平野神社等の観光名所があり、北行すると左大文字山が正面に眺望できる。

このため、建築物は、外壁の位置を道路から後退し、夜間照明を工夫することにより賑わいのある歩行者空間の充実を図るとともに、左大文字山の眺望を阻害するがないように、建築物の色彩や屋上景観等の整備に努め、良好な眺望や通りの景観の形成を図る。

また、北大路通沿道の大徳寺及び西大路通沿道の平野神社の土壠や樹木等が、特徴的な通り景観を形成している。このため、大徳寺や平野神社などの社寺周辺においては、それらの土壠や樹木等と調和の取れた形態意匠とすることにより、歴史的景観の保全を図る。

③ 二条駅周辺 <63>

二条駅周辺地域は、千本通と御池通の交差に位置する二条駅を中心とした土地区画整理事業地及びその沿道から構成される。土地区画整理事業として、駅周辺に複合商業施設、大学等が立ち並ぶ現代的なターミナルとしての都市景観を形成している。

このため、この地域における建築物は、地域の景観特性に調和させるとともに、屋上景観等の整備に努め、良好な景観を創出する。

④ 京都駅前 <64>

京都駅前地域は、塩小路通と八条通に挟まれた京都駅一帯とその沿道の地域から構成される。大正3年に現在地に京都駅が移転した後、文字通り京都の玄関口となり、利便性を求めてホテルや百貨店等が立ち並ぶ現代的なターミナルとして都市景観を構成している。

このため、駅前においては、歴史都市・京都の玄関口にふさわしい、建築物の色彩、屋上景観等の整備に努め、格調高いデザインとともに、スカイラインを整えることにより、良好な景観を創出する。

⑤ その他沿道 <59>

その他沿道地域とは、歴史的市街地内で、北山・白川通、西大路・北大路通(円町以北)、二条駅周辺及び京都駅前の沿道型美観形成地区を除いた沿道とする。今出川通は北野天満宮が景観の核となり、鳥居や樹木等によって風情のある景観を特徴づけている。また、東

大路二条周辺においては、妙傳寺をはじめ数多くの寺院が連担しており、沿道の寺院の伽藍や土壙等によって、特徴的な通り景観を形成している。

歴史的市街地内の美観地区等に隣接する沿道は、周囲の良好な景観を分断することができないよう、沿道の町並みの連続性と調和に配慮し、良好な景観を創出する。

【衣掛けの道地区】

⑥ 衣掛けの道 <60>

衣掛けの道地区は、金閣寺前から立命館大学正門前までの通り及びその沿道を含む。衣掛けの道という名称は、昭和末頃に地元主導によりつけられたものであり、金閣寺前から竜安寺を経て仁和寺に至る観光道路である。沿道の住宅地は、風致地区に指定し、景観規制を行っている。北山山ろくの風趣と垣間見える京都中心部を見下ろす、眺望を楽しめる代表的な沿道である。

このため、沿道に面した建築物は、京都らしい繊細で洗練された勾配屋根を基本とする和風意匠により通り景観の保全に配慮する。また、通りの眺めを阻害するような建築物の色彩を禁止するとともに屋上景観等の整備に努める。

【五条通地区】

⑦ 五条通（2） <65>

五条通は、京都市内を東西に横断する主要な幹線道路であり、千本通から西大路通の間は平成26年に4車線から8車線に拡幅され、併せて街路樹や歩道等の歩行者空間も整備されている。

JR丹波口駅及び京都リサーチパーク地区に近接しており、事務所や研究施設などが集積した新たな活力を生み出す地域となることが期待されている。周辺の京都リサーチパークや京都市立病院では、敷地内に高層の建築物がゆとりを持って配置され、五条通沿いに緑地が設けられることで、広幅員の五条通沿道に高層建築物を含む近代的な景観が形成されつつある。

このため、この地域における建築物は、屋上景観等の整備に努め、良好な景観を創出する。また、五条通に沿って植栽等を行うことで、歩行者空間と調和した魅力ある景観の形成を図る。

3 美観地区等における良好な景観の形成に関する工作物の制限の方針

土地に定着する工作物にあっては、15メートル（擁壁にあっては5メートル）以下とし、建築物に定着する工作物にあっては、当該工作物の最上部が当該建築物の最上部を越えないようにして、まとまりのある屋上景観を形成する。

また、位置、規模、形態及び色彩その他の意匠等に配慮することにより、周囲の町並み景観に違和感を与えないようにする。